

教育・子育て支援に直結する給食費の無償化を



立憲民主党 中村あきひろ

国が予算化するかどうかにかかわらず、必要と判断すれば、基礎自治体自らが子育て施策の柱として給食費無償化を行うことが有益と考える。給食費無償化の有益性について伺うとともに新しい判断として給食費無償化を推進する考えがあるのか伺う。

学校給食法に経費負担区分の規定があること及びその意義や必要性は、義務教育全体の中で国が制度や財源に責任を持って実施するべきと考えるため、無償化・有償化のそれぞれを有益・無益という基準で評価していかない。このような考え方に基づき、区単独での無償化実施は考えていない。

高齢者や障害者に対し、包括支援を推進する消費者安全確保地域協議会、通称「見守りネットワーク」の構築が求められるが、構築状況は。このネットワークをより機能させるためには、すみだ消費者センターにおいて、ネットワーク構築のための人員を確保し、地域のガバナンス力を強固にする必要があると考えるが、区長の見解は。

区や関係機関、すみだ消費者センター等を構成員とする情報共有の場として設置する方向で調整している。現時点で、見守りネットワークの活動に係る組織体制等が未定のため、人員等の見直しは考えていない。タワビユー通り商店街におけるプロジェクトを推進しているが、区長の所見を伺う。

認知度向上につながる可能性はある一方で、費用対効果の観点や照明が道路利用者や周辺の住宅等に与える影響等の課題もあることから、慎重に検討する必要があると考える。

出産から子育てまでの切れ目のない支援を



自由民主党 しもむら 緑

区民が必ずしも区内の病院で出産するとは限らないため、都又は23区内どこでも産後ケアを受けられるよう、関係機関と協議を進めてほしい。産婦健康診査の導入について、出産後2週間や1か月の健康診査は、乳児疾患の早期発見につながり、母体の身体的機能の回復や精神状態等の把握もしやすくなる。是非、本区でも取り入れてほしい。また、産婦健康診査も妊婦健康診査のように、本来は広域的に実施するべきである。産後ケア事業と併せて、23区導入に向け、区長会等関係機関と協議を進めてほしい。

産後ケア事業は、各自治体が個別に実施し、内容が統一できていないため、23区共通の契約が難しい。本区は、産後ケアを実施する近隣医療機関と契約しており、引き続き利便性向上に取り組むとともに、提案の趣旨については、各区保健所と共有し、問題点の把握に努める。産婦健康診査の導入には、産科・精神科医療機関と保健所等との連携体制が重要となるため、関係機関との意見交換を進め、国の動向等を情報収集していく。広域の実施については、特別区の代表等と交えプロジェクトチームを立ち上げると聞いており、本区も参加予定である。

災害医療について伺う。賛育会病院の再編に伴い、災害医療救護所の場所等に変更はあるか。都立墨東病院は災害拠点病院としての役割を担っていたが、地方独立行政法人化に伴い、その役割に変更はあるか。

緊急医療救護所の指定場所等は従来どおりと考えている。一部移転後の考え方がまとまり次第、丁寧に周知する。地方独立行政法人への移行に伴う役割の変更はない。

緊急医療救護所の指定場所等は従来どおりと考えている。一部移転後の考え方がまとまり次第、丁寧に周知する。地方独立行政法人への移行に伴う役割の変更はない。

キャッシュレス決済促進・ポイント還元事業について



すみだの絆 田中 哲

今後、本事業は恒久的な事業とするのか、それとも特別な時の一時的な事業とするのか。高齢者のデジタルデバイス対策は、目標数値を決めて取り組むことで、必ず成果が生まれると思う。また、現在の取組のように、情報経営イノベーション専門職大学(iU)の学生と高齢者との世代間交流が一層進むことになると考える。加えて、高齢者の孫世代との交流につながり、高齢者の生きがい対策にもなるかと考えるが、所見を伺う。

本事業は幅広い層に受け入れられ、大きな経済効果を生んでいると認識しているが、継続的な実施には多額の経費が必要のため、国や都の動きを注視し、財源も含め、判断していく。今年度の老人クラブを対象としたキャッシュレス決済の講習会での実績を参考に、事業の目標値を定めることで、具体的な成果につながることも、iUの学生等に更に協力してもらうことで、世代間交流の促進や高齢者の生きがい対策にもなるかと考える。

納税義務者数の増加が区の財政基盤の強化につながる。本区で暮らし続けてもらうためにも、子どもへの投資は重要なファクターとなり得ると考えるがどうか。また、本区が給食費無償化に踏み切れば、23区中8区の実施となり、国が財源の手当を行うことにもつながるのではないかと。

生産年齢人口の確保は、区政運営を進めていく上で重要であり、その上で子育て支援の充実が優先課題であると認識している。この間、子育て環境の整備のほか、教育施策の充実を図ってきた。今後も子育てしやすい住環境づくりを進める。区単独での給食費無償化の実施は考えていない。

生産年齢人口の確保は、区政運営を進めていく上で重要であり、その上で子育て支援の充実が優先課題であると認識している。この間、子育て環境の整備のほか、教育施策の充実を図ってきた。今後も子育てしやすい住環境づくりを進める。区単独での給食費無償化の実施は考えていない。

先進自治体の調査を行いました

議会運営委員会(1月16日~17日)

兵庫県西脇市の「議員選出監査委員制度の活用と在り方の検証」について及び兵庫県姫路市の「予算決算委員会」について調査を行いました。



西脇市議会での行政調査の様子

本会議場でミニコンサートを開催

墨田区議会は、令和5年2月2日に新日本フィルハーモニー交響楽団との共催による「2月議会開会前コンサート」を本会議場において開催しました。当日は、新日本フィルハーモニー交響楽団員による弦楽五重奏が行われました。コンサートの模様は、区議会ホームページで配信しています。



ミニコンサートの様子

木内清議長に対する議長辞職勧告決議を可決しました

本決議は、3月24日の本会議において、議員提出議案として提案されました。審議に当たり、提出者を代表して自由民主党の議員から提案説明があった後、起立表決の結果、原案どおり可決しました。なお、本決議の議決によって、議長を失職させたり、又は議長が辞任する法的義務は生じません。

木内清議長に対する議長辞職勧告決議

令和4年6月13日、墨田区議会は、木内清議長に対する不信任動議を可決、9月30日には、同じく議長辞職勧告決議を可決、11月30日には、墨田区議会の議員報酬の特例に関する条例を制定し、議長の議員報酬の月額を減額するなど、議長の辞職を強く迫ってきた。

議長は、地方自治法第104条により、議場の秩序を保持する責務を負っていると同時に、墨田区議会基本条例第9条により、民主的かつ効率的な議会運営を行う責務を負っている。

しかし、木内清議長は、これら規定に反し、約1年にわたりその職に固執するばかりで、議会の正常化に向けた努力を何ら行っていない状況にある。

また、木内清議長は、本会議や委員会の大部分を副議長に任せ、議会運営委員会等の主要な会議を欠席するなどの職務怠慢も認められ、住民の理解を得られないものではない。

よって、墨田区議会は、議長としての職責を果たしていない木内清議長に対し、速やかに議長職を辞職するよう強く求める。

以上、決議する。 令和5年3月24日

墨田区議会

意見書(要旨)

女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する意見書

女子差別撤廃条約選択議定書は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の実効性を強化するために平成11年に国連で採択され、令和3年2月現在、条約締約国189か国中114か国がこれを批准しています。

令和4年7月に、世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数」において、日本は146か国のうち116位と低位であり、選択議定書の批准により女子差別撤廃条約の示す男女平等の実現を促進することが、日本の現状打開のために急務となっております。また、政府は、第5次男女共同参画基本計画において、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」等と批准するべきです。

国会及び政府に対し、女子差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望します。

保育環境の充実に関する意見書

国は、保育士一人が見る子どもの人数を配置基準として定めています。4〜5歳児を30人とする配置基準は、75年前から一度も変わっていません。

日本の配置基準では、子どもに寄り添った保育ができないこと等から、ほとんどの自治体が独自に基準を上乗せし、職員を増やして対応しています。園の収入は入所する子どもの人数で決まるため、配置基準を上回る職員の給与等は園の負担となり、金銭的な余裕がない園では、職員の処遇改善ができません。また、一人の保育士が見る子どもの人数が多くなるほど、目や手が行き届きにくくなります。一方で、コロナ禍等で業務が増え、疲弊に拍車がかかる園も少なくありません。保育の質に関わる深刻な事態となっております。

政府は、令和5年度予算案で、4歳児以上を預かる保育所のうち、保育士一人が見る子どもの人数が25人以上の施設を対象に追加で保育士を雇うための補助を拡充するとし、こうした補助制度を更に充実させることが重要です。国会及び政府に対し、どの子どもにも安心・安全な保育環境を保障するために、保育関連予算の安定的な確保、保育士の処遇改善等、保育環境の充実を進めるよう強く要望します。



常任委員会の活動

企画総務委員会

開会日 12月28日(水)
3月15日(水)
3月24日(金)

案件 議案12件、陳情1件、
報告4件

◆主な審査状況を紹介します。

不採択
インボイス制度導入中止を求める意見書の提出に関する陳情

政府及び国会に対し、インボイス制度導入中止を求める意見書の提出を求めるもの

事業者の不安解消に向けた取組を

問
税務署との連携等、小規模事業者が抱えている不安を払拭できるように策を講じてほしい。

答
関係機関との連携を図る等、事業者の経営判断に資する情報を提供するための体制を整えていきたい。

報告
墨田区パートナーシップ宣誓制度について

墨田区パートナーシップ宣誓制度についての報告

問
受理証明書が活用可能な事業の拡大についての考えは。

答
各課の施策事業について、セーフティネットとしての必要な見直しや受理証明書の活用を働き掛け、利用可能事業を広げていく。

区民福祉委員会

開会日 12月28日(水)
3月14日(火)
3月24日(金)

案件 議案5件、報告4件

◆主な審査状況を紹介します。

可決
墨田区保健所使用条例(廃止)

本年3月31日をもって使用料及び手数料を徴収していた事務を終了することに伴い、条例を廃止するもの

条例を廃止するべきではない

意見
終了する子どもの歯へのフッ素塗布事業は、事業効果も高く予算規模も大きくない。区は、子どもの保健衛生等をしっかり行っていくべきであり、条例廃止は、こうしたサービスの切下げとなるため、反対する。

報告
新型コロナウイルス感染症における新型変更に伴う区の対応等について

新型コロナウイルス感染症における新型変更に伴う区の対応等についての報告

区民への周知について

問
現在の区ホームページは、コロナ関連の情報が多く、必要な情報を探するのに時間がかかる。類型変更後の対応については、ホームページを整理した上で、周知をしてほしい。

答
今後、ホームページにおける情報の整理を検討するとともに、区報特集号の全戸配布を行うなどして、周知を図っていく。

地域産業都市委員会

開会日 3月13日(月)

案件 議案2件、陳情1件、
報告9件

◆主な審査状況を紹介します。

可決
墨田区営住宅条例(一部改正)

墨田区パートナーシップ宣誓制度の導入等を踏まえ、区営住宅を使用することができる者の資格要件を拡大するほか、所要の規定整備をするもの

要件はどのように拡大されるのか

問
「同居親族」の文言を「同居親族等」に改めるものであるが、「等」の文言が入ることによって、どのような変更が生じるのか。

答
パートナーシップ宣誓の証明を受けた方々及びその方々の里子についても、区営住宅を使用することができるようになる。

採択
バスケットゴール設置に関する陳情【第2項】

バスケットゴールのある公園の増設を求めるもの

子どもたちの思いに添えてほしい

意見
墨田区公園マスタープランの改定において、ボール遊びのできる場所を増やすよう検討してほしい。

現状、区内に2か所しかないバスケットゴールのある公園を増設し、子どもたちの願いを形にするべきであると考え、採択としたい。

子ども文教委員会

開会日 3月9日(木)
3月24日(金)

案件 議案5件、請願1件、
陳情2件、報告5件

◆主な審査状況を紹介します。

不採択
区立小・中学校の給食費無償化に関する請願

区立小・中学校の学校給食費の値上げを撤回し、令和4年4月に遡って区が補助を行うこと及び区立小・中学校に通う全ての児童・生徒の給食費を無償化することを求めるもの

国が一律で実施するべき

意見
社会情勢の変化を踏まえた上で、区として適切な政策判断をしたものと評価するため、値上げ撤回の必要性は認めない。また、給食費の無償化は、国が、全国一律に平等、公平に行うべきであり、区独自の給食費無償化は慎重に検討するべきであると考え、不採択としたい。

直ちに実施の決断を

意見
無償化した他区の区長も本来国がやるべきと考えていると思う。しかし、物価高騰等への対策や子育て支援にもつながらることから、区独自の無償化に踏み出している。本区も、区長が直ちに無償化の実施を決断するべきであると考え、採択としたい。

意見
各学校の環境や設置希望の有無については違いがあることから、これまでどおり、学校判断でよいと考え、不採択としたい。ただし、子どもたちの夢や希望をかなえるための環境づくりについては、可能な限り対応していただくよう、また、その可否についても子どもたちに説明する責任を負うよう強く要望する。

不採択
区内公立小学校PTAに関する陳情

全児童に必要な物は、PTA会費から集めること及び各学校PTAの規約に、入退会についての記載と会費の徴収を学校に委託する旨を設け、保護者に説明した上で、加入申込書の同意書を取るなど、入退会の整備を行うことを求めるもの

らではなく、学校徴収金として保護者から集めること及び各学校PTAの規約に、入退会についての記載と会費の徴収を学校に委託する旨を設け、保護者に説明した上で、加入申込書の同意書を取るなど、入退会の整備を行うことを求めるもの

関与する立場にない

意見
社会教育法第12条の規定から、区議会や教育委員会、学校長はPTAの運営に関与する立場にはないと考えるため、不採択としたいが、保護者から、このような声が届いていることをしっかりと受け止め、PTAに伝えるよう求める。

不採択
バスケットゴール設置に関する陳情【第1項】

学校校庭に移動式バスケットゴールを設置することを求めるもの

設置の検討を

意見
区内の学校で全く設置していないということでもなく、また、安全対策が図られている製品もある。是非、設置について検討してほしいと考えるため、採択としたい。

各学校の判断でよい

意見
各学校の環境や設置希望の有無については違いがあることから、これまでどおり、学校判断でよいと考え、不採択としたい。ただし、子どもたちの夢や希望をかなえるための環境づくりについては、可能な限り対応していただくよう、また、その可否についても子どもたちに説明する責任を負うよう強く要望する。



議員研修会を開催【1月24日】

令和4年度墨田区議会議員研修会では、兵庫県明石市長の泉房穂氏を講師に招き、「基礎自治体としてのリーダーシップのあり方について」をテーマに、明石市の行財政運営の取組等について、講義を受けました。

参加者は議長をはじめ区議会議員と区の幹部職員で、今後の活動に生かせるよう熱心に受講しました。



研修会のようす

区議会に関する条例を制定・改正しました

■墨田区議会基本条例(一部改正)

これまで任意であった議長及び副議長就任時の所信表明を、当然に行うものとするともに、傍聴に係る規定について、傍聴者に対する情報提供等を能動的に講ずる旨をより明確化する表現に改めました。

■墨田区議会の個人情報の保護に関する条例(新規)

個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、本区議会における個人情報の取扱について、共通ルールに沿った自律的な措置を講ずるため、新たに条例を制定しました。

■墨田区議会委員会条例(一部改正)

墨田区組織条例の一部改正に伴い、新たに、地域産業都市委員会の所管事項に資源環境部に関する事項を追加しました。